

許 可 条 件

公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 児童等の安全な運動若しくは遊びを妨げ、又は危険な運動等をさせること。
- (3) 竹木を伐採し、若しくは損傷し、又は植物を採取すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 張り紙、若しくは張り札をし、又は公告物を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他これらに類する危険な行為をすること。
- (10) 住民に迷惑になる行為をすること。
- (11) その他公園の風致を害し、管理に支障のある行為をすること。

厳守すること

- 転落の危険性がある場所などに近づかないこと。
- 石垣復旧工事現場内に立ち入らないこと。
- 他の公園利用者の迷惑とならないよう配慮すること。
- 文化財を傷つけないこと。
- 空き缶、ゴミ等は各自持ち帰ること。
- 公園内に車両を乗り入れる場合には、歩行者優先とし、ハザードランプを点滅したうえで徐行すること。